

原著論文

地方特別法の憲法論的問題

眞次 宏典

On the Problem of the Private Local Act in Japan

MATSUGU Hironori

要 旨

日本国憲法 95 条の地方特別法（地方自治特別法）は戦後初期（占領期）の 1949 年から 1951 年の間に 15 件の立法例を見るだけで、その後 60 年以上にわたって立法されていない。このように「休眠状態」となった 95 条の背景には、日米の地方自治制度とその伝統の違い、特別法制定に要するコストが避けられたことなどがある。本論文は憲法 95 条の解釈と運用を検討し、さらにその「マイナスの授権規範」としての規範的特質について検討するものである。

キーワード

憲法 95 条 地方特別法 地方自治 国会 マイナスの授権規範

目 次

- I. 問題設定
- II. 憲法 95 条と背景
- III. 「唯一の立法機関」と地方特別法
- IV. 憲法 95 条の規範的性質
- V. 結論

注

文 献

I. 問題設定

日本国憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定めている。この規定は国会単独立法の原則の例外とされるが、この規定の手続によって制定された法律は 15 件である（伊東国際観光温泉文化都市建設法については、立法時の住民投票の翌年にも改正法律の住民投票が行われているので 16 回の住民投票が行われている）。そして、これらの法律が制定されたのは昭和 24 年（1949 年）から昭和 26 年（1951 年）の 2 年間に限られており、その後この 95 条の手続による立法例は存在しない。

このように憲法 95 条は休眠状態にあると言ってよい。本論文は、この 95 条の憲法論的意義について検討するものである。

II. 憲法 95 条と背景

憲法 95 条の背景には、GHQ（連合国軍総司令部）草案 88 条があった。

Article LXXXVIII. The Diet shall pass no local or special act applicable to a metropolitan area, city or town where a general act can be made applicable, unless it be made subject to the acceptance of a majority of the electorate of such community.

この草案 88 条は、アメリカの地方自治制度の歴史的特性に根ざして作成されたとされる。アメリカでは植民地時代以来、都市の自治権限付与については個別的に特別の権限を承認する法人設立の特許状方式が採用されていた。そして、このような法的慣行が独立後も継続していたことに加え、立法権が特定の個人や団体に対して個別的决定を行う private act や private law の慣行も定着していた^{注1}。このような慣行は 19 世紀後半以降濫用され、州議会の法律により特定の地方特別法に対して市の職員任命権を剥奪することなどが行われるようになり、州による特定の地方公共団体に対する不利益な取り扱い、介入がみられるようになってしまった。これらに対する反発として、「州議会による特別法制定の際に対象としてはな

らない絶対的禁止事項が定められたり、住民投票による同意や市長・市議会の同意が求められたりするようになった^{注2}」のである。

GHQ 草案 88 条は、州議会の制定法によって特定の地方公共団体が不利益な取り扱いを受ける事例がしばしばみられたというアメリカ地方自治の歴史的背景の下に作成されたものである^{注3}。それゆえ、戦後日本の改革の一環としての地方自治制度についても、国会の法律による特定の地方公共団体に対する不利益な介入を防止するための「防御権」が必要とされ、特定の地方公共団体に不利益を課す地方特別法の対象となる住民に投票による同意の機会が付与されたものと解される。

III. 「唯一の立法機関」と地方特別法

上記のような背景を持つ GHQ 草案 88 条に基づいて成立した日本国憲法 95 条が、日本の統治システムの中で持つ意義、特に国会の立法権との関係について検討する。

日本国憲法はその 41 条において、国会を「国権の最高機関」そして「国の唯一の立法機関」と定めている。国民主権を採用する憲法典において、国の政府機関として国民と直接のつながりを持つただ一つの機関としての国会に最高機関^{注4}としての地位を与え、さらに国の立法を行うただ一つの機関として唯一の立法機関という地位も与えている^{注5}。後者の唯一の立法機関という地位は、「実質的意味の立法」を国会が独占することを意味する^{注6}。これは、国民から選挙によって選ばれた代表者である国会のみが実質的意味の法律を制定する権限を独占するというものである。これにより、戦前の独立命令（旧憲法 9 条）のように国会の関与なしに実質的意味の立法がなされることは禁止される。実質的意味の立法を定義するにあたっては、「国民の権利義務」から定義するアプローチ^{注7}、より広く「法規範の一般性抽象性」から定義するアプローチ^{注8}などがある^{注9}。前者のアプローチによる定義では、国が国民の権利義務について法規範を定める場合は国会による立法が必須であり、国会による立法を通じて国民の同意がなされるということになる。後者のアプローチでは国民の権利義務に限らず広く国政全般に関する法規範を定める場合は国会の立法行為を通じて、国民の同意が必要ということとなる。いずれの場合でも、国政の重要な局面において法規範の定立

が必要な場合に国会と国会の定めた法律のコントロールが要請されること、裏返していえば国会の定めた法律（とその背後にある国民の意思）によって行政権と司法権の行使が正当化されること、および正当化されなくてはならないことを意味している^{注10}。

そして、この唯一の立法機関という国会の地位からは、国会の議決のみで立法が可能であるという国会単独立法の原則と国会以外の機関が立法を行うことを禁止する国会中心立法の原則の二つの原則が導き出される。後者の国会中心立法の原則の例外として憲法が定めるものに、58条2項の議院規則、77条1項の最高裁判所規則があるが、本論文が対象とする95条地方特別法は前者の国会単独立法の唯一の例外である^{注11}。この国会単独立法の原則は、憲法59条1～4項の手続のみによって法律が成立するというものである。すなわち、憲法56条1項の定足数（各議院の総議員の3分の1以上）を満たした衆参両議院が、同条2項の議決数（出席議員の過半数）によって可決した法律案が法律となるというものである（59条1項）。これには両議院が異なった議決をした場合を解決するための59条2～4項の規定があるものの、国会すなわち衆参両議院の議決のみで法律が成立するということを意味している。

そして、憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法」と定め、これについては、先にみた憲法59条の定める衆参両議院の議決のみでなく、さらに当該地方公共団体の住民による過半数の承認をも要求するものである。日本国憲法は国民主権を採用しているが、国民が積極的に国政にアクセスする機会は衆参両議院の国政選挙に限定されている。憲法が定める国民の直接投票の機会が、憲法79条2～4項の最高裁判所の裁判官の国民審査、憲法96条1項の憲法改正の国民投票、そしてこの地方特別法の3つの機会であることから、この95条の特異性は明らかである。

IV. 憲法95条の規範的性質

本条についての主要な解釈上の論点については、山元一による以下の明解な整理がある^{注12}。それによると、①「一の地方公共団体」とは、1つの地方公共団体ではなく、「特定の地方公共団体」であること。②本条の「特別法」とは、特定の自治体に属する地域のみを対象に国の事務権限等を

定める法律を意味するのではなく、自治体そのものの組織・権能・運営等に関わる法律を意味すること。上記の2点については学説上および運用上基本的な一致がみられる。

しかし、③特別法制定の前提として一般法が存在し、それを破る形での特例措置を定める「特別法」制定の場合にのみ本条が適用されるか否かについては争いがある。これは地方公共団体の名称変更（地方自治法3条2項）、都道府県の配置分合・境界変更（同法6条1項）の場合に立法による変更が求められるが、この法律が憲法95条の「特別法」に該当し、住民投票が必要かどうかというものである。これについては、実際に1960年代後半に「都道府県合併特例法」が提出審議されたが、本法案については事柄の性質上当然に特定の都道府県に関連する法律にすぎないことなどから憲法95条の適用を不要とする消極説と、そもそも法律は一般的性質を持つので、特定の都道府県のみに関連する法律であるにもかかわらず特別法としないのは憲法95条に対する脱法行為であるとする積極説の対立があった。この法案は審議未了・廃案となったが、2000年施行の新地方自治法6条の2は消極説的立場を採用して、都道府県の配置分合・境界変更等について、「関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる」と規定した。

さらに、④一般法と特別法というカテゴリーの相対性については、事柄の性質上当然ながら明確に区分できるものではない。そのため、「法律の文面上、特定の自治体を対象とするのではなく、すべての自治体を対象とする一般的な書き方により、特別法となることを回避する^{注13}」ことが可能となってしまった。

⑤自治体の組織・運営等について、その本質に触れない軽微な変更のみをもたらず法律については、「特別法」に該当しないという有力説と実務慣行があるが、これには区別基準の不明確性と本条趣旨の没却という批判がありうる。

なお、⑥本条は、既に自治体が存在していることを前提として、それに適用される法律の変更が想定されているので、いまだ自治体が存在しない場合はそれに対して適用する特別の立法は「特別法」に該当しないというのが一般的である。

この地方特別法を定める憲法95条の手続は、衆参両議院の議決の後、対象となる地方公共団体の住民の直接投票にかけられるというものであ

る^{注14}。本条の定める住民投票の手続は地方自治法 261 条および 262 条が規定しているが、この地方自治特別法の手続による立法例はこれまで 15 件（伊東国際観光温泉文化都市建設法については一部改正法律の住民投票も行われている）、対象となった地方公共団体は 18 団体であり、公布日の順に並べると下記の通りである。

日本国憲法施行後 70 年近くになる戦後の歴史の中で、15 件という立法例は多いとはいえない。また、これらの立法例は、95 条が本来想定された特定の地方公共団体に対して不利益を課すものというよりも、戦後の復興援助、都市再建、観光都市建設等援助的なものであった^{注16}。しかし、注目すべきは、これらの立法が占領期の 2 年間に集中していること、そしてサンフランシスコ平和条約（日本国との平和条約）が発効して占領解除した後は、憲法 95 条の手続による立法例が存在しないことである。

このように事実上、用いられなくなった憲法 95 条であるが、戦後の国会と内閣はほぼ一貫して本条による地方特別法制定を避けているようにもみえる。ここでは、その背景について検討して

みたい。もっとも一般的な説明は、特定の地方公共団体のみを対象とするのではなく、一般的包括的な法律として制定し、その適用対象として特定の地方公共団体を取り扱うことが、住民投票を経る必要がないので便宜であるというものである。これは、上記②に関連するものであり、「適用対象を地方公共団体（傍点ママ）とするものを指し、たんなる地域立法は、一の地方公共団体の地域にのみ適用されるものであっても、ここにいう『特別法』ではない^{注17}」ということになれば、本条の射程は限定され、特別に本条を利用する意義は縮小されてしまう。

さらに、本条地方特別法の背景にあるアメリカの地方自治の伝統から考えると、本来本条が有していた国会による立法に対する防御機能は、現実には必要性がなかったということも重要な要因であろう。実際の立法例で特定の地方公共団体に対して不利益を課する立法は一つもなく、都市再建や観光都市建設等の国からの援助を内容とした法律である^{注18}。本条が、不利益を被る当該地方公共団体住民に対して「拒否権」を付与していたとしても、現実の立法例は利益付与的な立法であっ

表 1^{注15}

	公布日／法律番号	法律名	対象都市（投票率）
1	昭和 24 年 8 月 6 日／219 号	広島市平和記念都市建設法	広島市（65.0%）
2	昭和 24 年 8 月 9 日／220 号	長崎国際文化都市建設法	長崎市（73.5%）
3	昭和 25 年 6 月 28 日／219 号	首都建設法	東京都（55.1%）
4	昭和 25 年 6 月 28 日／220 号	旧軍港都市転換法	横須賀市（69.1%） 佐世保市（89.0%） 呉市（82.2%） 舞鶴市（75.4%）
5	昭和 25 年 7 月 18 日／221 号	別府市国際観光温泉文化都市建設法	別府市（79.8%）
6	昭和 25 年 7 月 25 日／222 号	伊東国際観光温泉文化都市建設法	伊東市（55.0%）
7	昭和 25 年 8 月 1 日／233 号	熱海国際観光温泉文化都市建設法	熱海市（60.4%）
8	昭和 25 年 10 月 21 日／248 号	横浜国際港都建設法	横浜市（39.5%）
9	昭和 25 年 10 月 21 日／249 号	神戸国際港都建設法	神戸市（43.3%）
10	昭和 25 年 10 月 21 日／250 号	奈良国際文化観光都市建設法	奈良市（73.5%）
11	昭和 25 年 10 月 22 日／251 号	京都国際文化観光都市建設法	京都市（31.5%）
12	昭和 26 年 3 月 1 日／7 号	松江国際観光文化都市建設法	松江市（73.3%）
13	昭和 26 年 3 月 3 日／8 号	芦屋国際文化住宅都市建設法	芦屋市（56.3%）
14	昭和 26 年 4 月 1 日／117 号	松山国際観光温泉文化都市建設法	松山市（56.5%）
15	昭和 26 年 8 月 15 日／253 号	軽井沢国際親善文化都市建設法	軽井沢町（81.2%）
16	昭和 27 年 9 月 22 日／312 号	伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律	伊東市（67.4%）

たから、「拒否権」は不要であったとされる。その意味では、本条は空回りしていたともいえる。

いずれにせよ、95条は占領期に占領軍に対する一種の「お付き合い^{注19}」として使われたものの、その立法例は援助的なものであるという意味で、本来の防御的な意味で利用されたことはなかった。そして、占領解除後には本条はまったく用いられることはなくなった。正当に選挙された国民の代表者たちの本条に対する対応は、かなり冷淡なものであったとも評価できる。

このように、昭和26年を最後として全く利用されていない95条は「休止状態にある^{注20}」といわざるをえない。しかし、杉原泰雄は以下の記述において、本条の持つ一定の意義を認めている。

「なお、『地方自治特別法』について、住民投票を求める憲法第95条は、『全国民の代表』としての国会の立法が原則として全国民を対象とする『一般的抽象的法規範の定立』であるべきことを、形を変えて確認するもの（特定または一部の地方公共団体のみを対象とする法律は、国会のみでは制定できないし国会の処理できる事項ではない）として、注目に値する。憲法第41条・第43条1項から明らかかなように、国会の立法機能は原則として全国民を対象とする一般的抽象的法規範の定立に限定されているから、特定または一部の地方公共団体（の住民）のみを対象とする政治の基準の定立は本来当該地方公共団体が担当すべきであることの確認である^{注21}」

上記引用部分は、国会の立法権が全国民を対象とする一般的抽象的法規範の定立に限られることとして、41条による国会への立法権の授権を限定することを意味している。これは、機能としては憲法の自由権規範と同様に制限規範の機能を持つこととなる。

たしかに、95条は当該地方公共団体住民への授権規範として住民投票の権限を付与した規定である。しかし、これを国会からみれば、一の地方公共団体にのみ適用する立法については、当該地方公共団体の住民投票を通して現れた同意がなければこれを制定できないという制限規範となる。このようにみれば、ハンス・ケルゼンが自由権規定について与えた意義を、「いわば消極的授権規範^{注22}」、「マイナスの『授権規範』^{注23}」と指摘されるのと同様のことが^{注24}、95条にも当てはまる。そして、菅野喜八郎はケルゼンの自由権規定につ

いて、これを一種の授権規範（いわば消極的授権規範）とみている。

「加重された条件下で各種の自由を廃止もしくは制限する規範の定立を立法機関に授権する規範、これが授権規範であることは明白であるが、各種の自由を廃止もしくは制限する規範の定立を一般に立法機関の権限外と定める規範の方も、いわば消極的授権規範として、授権規範の一種ではないかと考えられる^{注25}」

確かに、直接の規制対象が個人の自由か地方公共団体かという差異は存在するが、当該地方公共団体の住民投票なしには地方特別法を制定することは立法者の権限外とみれば、95条もマイナスの授権規範といってよいだろう。それゆえ、本条は当該地方公共団体の住民に対する授権規範であると同時に、立法者たる国会に対する制限規範であり、マイナスの授権規範でもある。

V. 結論

これまでみてきたように憲法95条の地方特別法の規定は戦後、それも占領期の一時期に15件の実例をみただけである。その後の立法例が存在しないことの主要な理由としては、95条の手続の煩瑣を避けるために国会が同条を利用しなかったこと、一般法を制定して特定の地方公共団体に適用することが便宜であったことなどが挙げられる。しかし、少なくとも本条の煩瑣な手続を利用してまでも、特定の地方公共団体を狙い撃ちして不利益を課す特別法を制定しようとする立法例は生じなかったのであるから、95条についてはその煩瑣な手続ゆえに、「国家法による地方自治への不当な介入に対する防御装置としての役割^{注26}」を担ってきたといえる。そして、その意味において本条は立法者に対するマイナスの授権規範としての機能を果たしてきたといえるであろう^{注27}。

注

- 注1 山元一,「地方特別法」大石眞・石川健治編『憲法の争点』有斐閣, p. 322(2008).
- 注2 山元, 同上.
- 注3 中川剛は,「草案の88条は,いわゆる地方自治特別法の規定であって,特定の地方公共団体が法律によって不利益な取り扱いを受けることがないよう,住民の承諾がないかぎり,特別法を制定することができないとしたものである.これもアメリカの地方政治の現実から来たもので,特定の都市が州議会の法律によって不利益な規制を受けてきたという歴史がある.このため多くの州憲法が,一般法が適用できる場合には地方自治体への特別法を制定してはならないという規定を持っている」中川剛,『憲法を読む』講談社現代新書, p. 175(1985).
- 注4 国会の最高機関性について,41条に法的意味を認める統括機関説と法的意味を否定する政治的美称説の対立図式を下敷きに,後者の政治的美称説を通説と捉えるのが一般的である.ただし,政治的美称説によっても,いずれの国家機関の権限が不明な事項については国会に対する権限の推定を認めることはできるとされる(高橋和之,『日本国憲法[第3版]』有斐閣, p. 345(2013).).なお,政治的美称説を権限推定否定説と規定した上で,それとは区別される立場としての権限推定肯定説(総合調整機能説)として国会への権限の推定を認めるものとして,渋谷秀樹,赤坂正浩,『憲法2統治[第5版]』有斐閣, p. 270(2013)(赤坂執筆).また,佐藤幸治,『憲法[第3版]』青林書院, pp. 143-144(1995)は,「最高機関性の宣言は,とかく解されがちのように単に政治的宣言とみるべきではなく,法的なものともみるべきであり,国家諸機関の権能および相互関係を解釈する際の解釈準則となり,また,権限所属が不明確な場合には国会にあると推定すべき根拠となると解すべきもの」としている.なお,帰属不明権限や「解釈準則の効果」についての整理として,勝山教子,「国権の最高機関」大石眞,石川健治編『憲法の争点』有斐閣, p. 195(2008).
- 注5 この「国権の最高機関」と「唯一の立法機関」という位置づけには諸々の例外がある.それゆえ,戸松秀典,『憲法』弘文堂, p. 395(2015).は,「実態をみると,国会がこの文言どおりの存在であるとはいえないし,他の統治機関の機能にても,『最高』とか『唯一』という表現を和らげて理解する必要がある」としているが,解釈の方針として妥当な見解と思われる.
- 注6 ここでは,実質的意味の法律の制定(実質的意味の立法)の概念の多義性について詳しくは触れないこととする.この概念の整理と学説の分布については尾吹善人,『日本憲法一学説と判例一』木鐸社, pp. 77-87(1990).
- 注7 内閣法11条「政令には,法律の委任がなければ,義務を課し,又は権利を制限する規定を設けることができない。」は,義務賦課と権利制限だけを想定しているが,この規定が想定する実質

的意味の法律の意味が最も狭い定義である.

- 注8 代表的なものとして,芦部信喜,高橋和之補訂,『憲法[第六版]』岩波書店, p. 296(2015).
- 注9 これら二つのアプローチの差異については,尾吹,前掲書, pp. 81-82.
- 注10 田中二郎,『行政法総論』有斐閣, p. 128(1957).の「日本国憲法の下においては,憲法自身に,法律をもって定めるべきことを要求している場合はもちろん,少なくとも,直接に国民の権利義務に関する定め,その他新たな法的規律を定立するに当たっては,原則として,法律の形式によることを必要とする」という定式は基本的に同じことを示している.
- 注11 成立した法律が実際に効力を持つためには7条1号の定める天皇の国事行為としての公布が必要であるが,それは別論である.
- 注12 山元,前掲, pp. 322-323.
- 注13 高橋,前掲書, p. 378.
- 注14 地方特別法の制定手続きの流れについては,小林公夫,「地方自治特別法の制定手続について一法令の規定及びその運用を中心に一」『レファレンス』705, p. 62(2009).特に同頁の図参照.
- 注15 小林,前掲, p. 78.を参照して作成した.
- 注16 各立法の特徴については加藤一彦,「地方自治特別法の憲法問題」『現代法学』18, pp. 29-53(2010).
- 注17 小嶋和司,『憲法概説』良書普及会, p. 537(1987).小嶋によれば,15件の立法例は,「地域の振興や建設のため国の財政援助を得ようとする議員立法で,当該地方公共団体の組織,運営に一般法の適用が排除されることもなく,特別法による不当な規制の阻止という住民投票制度の趣旨が機能しうる場合でもない.それぞれの法律は住民投票に付する旨を規定していたが,憲法上,その手続を必要とするものではなかった」(同書, pp. 538-539.)という.
- 注18 和田英夫,「憲法95条の注釈」有吉遼吉・小林孝輔編,『基本法コンメンタル憲法[第3版]』日本評論社, p. 320(1986)は,本条による一連の立法を「地方自治体の一種の観光案内的PR価値をもつにすぎないのではないか」と評している.
- 注19 占領下における同様の例として69条による解散(いわゆる「なれあい解散」)が挙げられる.現在では衆議院の解散は69条の場合に限定せず,7条による解散が多いのが政治的慣行であるが,日本国憲法の下書きのGHQ案は衆議院の解散を69条の場合に限定するという意図であった.占領下に行われたこの解散は「総司令部の示唆に従い,野党提出の内閣不信任案の可決を待って,解散が行われている」(長谷部恭男『憲法[第6版]』新世社, pp. 393-394(2014))と解説される.これは「内閣が国会を解散できるのは不信任決議が成立したときのみであるとするのは,総選挙を強いる権限を制限するものであり,これによって内閣との関係での国会の地位は強化される」(高柳賢三,大友一郎,田中英夫『日本国憲法制定の過程I 原文と翻訳一連合総司令部側の記録による

一] 有斐閣, p. 311(1972)) という69条および日本国憲法の統治システムの設計に関わるGHQの意図に基づくものだった。しかし、69条の手続による衆議院解散は、その後は昭和28年、55年、平成5年の3回にとどまっている。69条の内閣不信任案による解散をめぐるGHQの意図と占領解除後の運用との間にずれが存在している。

注20 戸松, 前掲書, p. 478.

注21 杉原泰雄, 『地方自治の憲法論』勁草書房, p. 240(2002).

注22 菅野喜八郎, 『統・国権の限界問題』木鐸社, p. 116(1988).

注23 尾吹, 前掲書, p. 3以下を参照.

注24 新正幸, 「ケルゼンの基本権論(二)」, 金沢法学46(2), p. 223(2004). (なお, 新は, このような「消極的権限規範」という語は用いないものの, 最も鮮明にこの立場を取る論者としてカール・シュミットを挙げている.)

注25 菅野, 前掲書, p. 116.

注26 山元, 前掲書, p. 323. そもそも特定の地方公共団体に対して不利益を課す特別法というものがない日本において95条は不要であったともいえるが, そのような特別法の立法が将来的可能性としては排除されないことから考えると, 本条の意義はあると思われる。その意味で, 95条に限定していえば, 憲法改正という高いコストを負担することまでして本条を廃止する必要性はほとんどないであろう。

注27 違う角度からみれば, 95条が事実上休眠状態にあるということは, 戦後の日本の国会とその背後に存在する日本国民にとって本条の積極的活用への必要性はなかったともいえる。これは国会を通じて国民が示した日本国憲法に対する接し方の徴(しるし)の一つであるともいえよう。

14) 和田英夫, 「憲法95条の注釈」有吉遼吉・小林孝輔編, 『基本法コンメンタル憲法[第3版]』日本評論社, (1986)

15) 長谷部恭男『憲法[第6版]』新世社, (2014)

16) 高柳賢三, 大友一郎, 田中英夫『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳—連合司司令部側の記録による—』有斐閣, (1972)

17) 杉原泰雄, 『地方自治の憲法論』勁草書房, (2002).

18) 菅野喜八郎, 『統・国権の限界問題』木鐸社, (1988).

19) 新正幸, 「ケルゼンの基本権論(二)」, 金沢法学46(2), (2004).

文 献

- 1) 山元一, 「地方特別法」大石真・石川健治編『憲法の争点』有斐閣, (2008).
- 2) 中川剛, 『憲法を読む』講談社現代新書, (1985).
- 3) 高橋和之, 『日本国憲法(第3版)』有斐閣, (2013).
- 4) 渋谷秀樹, 赤坂正浩, 『憲法2統治(第5版)』有斐閣, (2013)
- 5) 佐藤幸治, 『憲法[第3版]』青林書院, (1995)
- 6) 勝山教子, 「国権の最高機関」大石真, 石川健治編『憲法の争点』有斐閣, (2008).
- 7) 戸松秀典, 『憲法』弘文堂, (2015).
- 8) 尾吹善人, 『日本憲法—学説と判例—』木鐸社, (1990).
- 9) 芦部信喜, 高橋和之補訂『憲法[第六版]』岩波書店, (2015).
- 10) 田中二郎, 『行政法総論』有斐閣, (1957).
- 11) 小林公夫, 「地方自治特別法の制定手続について—法令の規定及びその運用を中心に—」『レファレンス』705, (2009).
- 12) 加藤一彦, 「地方自治特別法の憲法問題」『現代法学』18, (2010).
- 13) 小嶋和司, 『憲法概説』良書普及会, (1987).